

○医薬品のあつせん行為について

(昭和三二年四月三〇日)

(薬第七五六号)

(厚生省薬務局薬事課長あて佐賀県厚生部長照会)

最近、県下の学校において医薬品であるビタミンAD剤(主にゼリー剤)をあつせんしていますが、左記の各項の場合、医薬品の販売行為に該当するか至急の御回答をお願いします。

記

- 1 学校の先生(主に養護先生)が学童から、毎月代金をそえて注文をとりまとめ、大入容器で一括購入し、学校で毎日時間中に服用させる場合。
- 2 夏休み等の場合は、代金をそえて注文をとり、その期間中の数量の入った容器入のものをつりよせ配布する場合。
- 3 学校において給食の一部として一括購入し、学童に毎日服用させる場合。
- 4 ビタミンAD剤の製造元の駐在員と称する者が、学校の先生に申込および代金のとりまとめを依頼して注文をうけ製造元に連絡し、現物を製造元から直納させる場合。
- 5 前項の場合製造元から駐在員が現物をうけとり注文した学校へ配達する場合。

(昭和三二年六月二二日 薬事第四三二号)

(佐賀県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

四月三十日薬第七五六号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

- 1 照会の1の行為は、通常、学校保健活動の一環として行われるものであり、この程度のこととは、薬事法第二十九条の規定に違反するものではないと考えられる。ただし、かかる行為は、時として逸脱して同法同条の規定に違反する場合もあると考えられるので、かかることのないよう、その指導及び監督には十分留意されたい。
- 2 照会の2の場合は、1と同様に解されたい。
- 3 照会の3の場合も、学校保健活動の一環として行われるかぎり、医薬品の販売業を営むものとはいえない。ただし、この場合においても、その指導監督については1と同様の考慮を払われたい。
- 4 照会の4の場合、駐在員は、単に販売業者(製造元)の機関として注文をとりまとめるに止まるものと認められ、医薬品を販売しているものとはいえない。ただしこの場合においても、その指導監督については、1と同様の考慮を払われたい。
- 5 照会の5の場合は、多くは販売業者(製造元)が当該駐在員の住所等を店舗として販売業を営んでいるものと考えられるが、駐在員が自ら販売業を営んでいると解すべき事例もあると思料される。